

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

桜川市長

公表日

平成31年6月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務			
②事務の概要	児童福祉法、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、以下の事務を行う。 1. 給付対象施設の登録 2. 支給認定事務: 保育の必要性に応じて認定を行い、台帳を作成し、認定証や通知書等を交付する。 3. 利用調整: 入所選考基準に基づき、施設別、指数順、入所希望状況等の各種リストを作成する。 4. 契約及び給付: 契約内容を入力し、事業所からの請求に対して審査、支払処理を行う。 5. 利用者負担額の収納管理 6. 交付金申請: 支給実績等情報、給付費に係る台帳情報を国のシステムと連携する。			
③システムの名称	子ども子育て支援システム、宛名管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)			
2. 特定個人情報ファイル名				
子ども子育て支援情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	1. 番号法・第9条第1項 別表第一の8の項及び94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)・第8条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第116項			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	保健福祉部児童福祉課			
②所属長の役職名	児童福祉課長			
6. 他の評価実施機関				
総務省				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	桜川市保健福祉部児童福祉課 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2 0296-58-5111			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	桜川市保健福祉部児童福祉課 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2 0296-58-5111			

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]